

別紙1 弔慰金等に関する内規

区 分	本 人			同居の家族			別居の親族 (配偶者・実父母・子)			過去に在席した本人		
	花環	香典	見舞金	花環	香典	見舞金	花環	香典	見舞金	花環	香典	見舞金
三役及び教育長	○	10	10	○	10	10	○	10	10	○	10	10
町議会議員	○	10	10	○	10	10	○	10	10	○	10	10
職員	厚福会	10			5			5			10	
町立小中学校長	○	10			5							
非常勤特別職	地方自治法の規定により設置された行政委員会の委員	○	10	10		5		5			5	*3
	条例で設置されている付属機関の委員		10	10		5						
	その他非常勤特別職の委員		10	10		5						
	国・県からの委嘱による委員		10			5						
区長		10			5							
消防団員		10			5							

<留意点>

- ・ この基準の他、町長が必要と認めた場合は、支出するものとする。
- ・ 兼職の場合は、上位の職とする。
- ・ 過去に在職した職員については、勤務年数が通算して20年を超える者を対象とする。
- ・ 見舞金は、上記区分の対象者が1週間以上入院又は療養する場合にのみ、支出するものとする。

*注1 国民健康保険運営協議会の委員

*注2 産業医・交通指導員・町医・町歯科医・校医(内科・歯科医・眼科医)・学校薬剤師

*注3 教育委員会の委員